

平成 25 年 3 月 29 日
号外第 4 号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

人事委員会規則

- 人事委員会規則 7-0 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則…………… 1
- 人事委員会規則 7-2 (給料の調整額)の一部を改正する規則…………… 2
- 人事委員会規則 7-3 (管理職手当)の一部を改正する規則…………… 2
- 人事委員会規則 7-9 (期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則…………… 4
- 人事委員会規則 7-33 (給料表の適用範囲)の一部を改正する規則…………… 4
- 人事委員会規則 7-46 (特殊勤務手当)の一部を改正する規則…………… 5

人事委員会規則

人事委員会規則 7-0 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則 7-0 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則 7-0 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一の表一級の項中「、機関士若しくは通信士」を「若しくは機関士」に改め、同表二級の項中「中型船舶(一種)又は」及び「(二種)」を削り、「、一等機関士又は通信長」を「又は一等機関士」に改め、同表三級の項中「(二種)」及び「中型船舶(一種)又は」を削り、同表四級の項を次のように改める。

4 級	1	中型船舶の困難な業務を行う船長又は機関長の職務
	2	中型船舶の特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う一等航海士等の職務

別表第一の表の備考一を削り、同表の備考二中「(二種)」を削り、同表の備考二を同表の備考一とし、同表の備考三を同表の備考二とする。

別表第二の表三級の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

別表第二の表航海士機関士通信士事務員の項を次のように改める。

航 海 機 関 士 事 務 員	大 学 卒	0	10	10
	短 大 卒	0	2.5	10
	高 校 卒	0	2.5	13
			5	10
		0	5	15

別表第二の表教頭の項を次のように改める。

副 校 長 教 頭	大 学 卒	0

短 大 卒	0
-------	---

附 則

この規則は平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一二(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七一二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一福祉相談センターの項中「心理職能判定員」を「心理学的及び職能的判定の業務に従事することを本務とする職員」に改め、同表精神保健福祉センターの項中「臨床心理技術者」を「心理学の知識を利用して相談、指導その他の援助の業務に従事することを本務とする職員」に改め、同表児童相談所の項及び千秋学園の項を次のように改める。

児 童 相 談 所	1	専ら一時保護施設に勤務して児童の生活指導の業務に従事することを本務とする職員(保健師を除く。)	二
	2	中央児童相談所長	
	3	心理学的判定の業務に従事することを本務とする職員	一
	4	専ら一時保護施設に勤務して児童の生活指導の業務に従事することを本務とする職員(保健師に限る。)	
千 秋 学 園	1	児童の自立支援の業務に従事することを本務とする職員	
	2	児童の生活支援の業務に従事することを本務とする職員	二
	3	児童の職業指導の業務に従事することを本務とする職員	
	4	園長	
	5	心理学の知識を利用して心理療法を行う業務に従事することを本務とする職員	一

別表第一女性相談所の項中「心理判定指導員」を「心理学的及び職能的判定の業務に従事することを本務とする職員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七二三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中「危機管理監」を「危機管理監
健康医療技監」に改め、「技術統括監」を削り、「参事」を参事
広報

文化祭推進局長

に改め、「戦略統括監」を削り、「室長」を「室長
副局長」に改め、同表知事部局地域振興局の項中「部
監」

長」を「部長 地域防災監」に改め、同表知事部局総合県税事務所の項中	部長
	上席主幹

三種
四種

を

部長
三種

--

に改め、同表知事部局農業試験場の項中「主席研究員」を削り、同表知事部局企業立地事務所の項中

所長	二種
上席主幹	四種

を

所長

二種

に改め、同表教育委員会総合教育センターの項中「二

種」を「三種」に改め、同表教育委員会博物館の項中「二種」を「三種」に改め、同表教育委員会高等学校及び特別支援学校の項中「校長（人事委員会が別に定める校長を除く。）」を「校長（人事委員会が別に定める校長を除く。）副校長」に改める。

別表第二第三号の表四級の項中

二種	81,900円
三種	72,800円

を

三種	72,800円
----	---------

に改め、同表三級五種の項中「52,000円」の次に「（条例別表第4第1号の表の備考2に定める職員にあつては、

52,900円）」を加え、別表第二第四号の表四級の項中

二種	78,900円
三種	70,100円

を

三種	70,100円
----	---------

--

に改める。

別表第二第三号の表中「教育職給料表(1)」を「教育職給料表(-)」に改め、同表四級の項中

二種	
三種	

76,500円
68,000円

を

三種

68,000円

に改め、同表三級五種の項中「40,600円」の次に「(条例別

表第4第1号の表の備考2に定める職員にあつては、41,500円)」を加え、別表第三第四号の表中「教育職給料表(2)」

を「教育職給料表(1)」に改め、同表四級の項中

二 種	74,600円
三 種	66,300円

を「

三 種	66,300円
-----	---------

に改め、別表第三第六号の表中「医療職給料表(1)」を「医療職給料表(1)」に改め、別表第三第七号の表中

「医療職給料表(2)」を「医療職給料表(1)」に改め、別表第三第八号の表中「医療職給料表(3)」を「医療職給料表(1)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九(期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一九(期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則

(規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)

第一条 規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(一)教育職給料表(二)の項中「百分の十」の下に「(人事委員会が別に定める職員にあつては、百分の十五)」を加える。

(規則七十四二(定時制通信教育手当)の一部改正)

第二条 規則七十四二(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「校長」の下に「、副校長」を加える。

(規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部改正)

第三条 規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「校長」の下に「、副校長」を加える。

(規則八二三(退職手当)の一部改正)

第四条 規則八二三(退職手当)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表第四号区分の項第三号及び第四号中「職務の級が」の下に「三級であつたもののうち人事委員会が定めるもの又は」を加え、同表第五号区分の項第四号中「もの」の下に「(第四号区分の項第三号に掲げる者を除く。)」を加え、同項第五号中「もの」の下に「(第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七二三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

規則七二三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第二条中「、船舶通信士」を削り、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 真山丸

四 ZAMAHAGE

第三条第一項第一号及び第二号中「校長」の下に「、副校長」を加え、同項第六号中「スポーツ振興課」の下に「、

国民文化祭推進局」を加える。

第三条の二第二項第二号中「校長」の下に「、副校長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

規則七十四六（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「の住居等において」を「に対して」に改め、同項第四号中「差押え」の下に「（職員の心身に著しい負担を与えるものに限る。）」を加える。

第三条第一項第二号中「児童福祉司である」を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。